

登米市北方公民館利用許可申請書 兼 使用料減免申請書 (あて先) 北方地区コミュニティ推進協議会 会長 令和 年 月 日				申請者	住所 団体名 代表者 TEL				利用者区分 1. 登米市内 2. 登米市外		
					(担当者 TEL)						
利用目的				入場料などの徴収の有無				有 (入場料、参加費、負担金 1人 円) 無			
減免理由 地方公共団体 (県・市)、行政関連団体、社会福祉団体、地域振興団体、産業経済団体、学校関係等 社会教育団体 (文化協会・体育協会・子ども会・スポ少・PTA・スポーツクラブ・婦人会・青年会・ 老人会・無形文化財) 公益社団法人・公益財団法人											
利 用 日 時				利用する部屋名に○印				利用 予定 人員		使 用 料 内 訳	
				多目的ホール	調理実習室	生活研修室	図書資料室				
令和 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分										使用料 (円) × (時間) =	
令和 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分										使用料 (円) × (時間) =	
令和 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分										使用料 (円) × (時間) =	
令和 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分										使用料 (円) × (時間) =	
令和 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分										使用料 (円) × (時間) =	
令和 年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分										使用料 (円) × (時間) =	
個人使用料： 午 前 午 後 夜 間				多目的ホール				円 × 人 × 区分 = 円			
備考				利用許可伺				領収控印		合 計 円	
				登米市公民館管理規則第3条の規定により、上記のとおり利用を許可してよろしいか伺います。						減 免 1. 全額免除 2. 5割減額	
決 裁	施設長 (館長)	係	受付	登米市公の施設の減免等に関する規則第3条の規定により、右記のとおり使用料を減免してよろしいか伺います。				納 付 額 円			
								10%対象 消費税 円			